3. 介護•福祉

(1)家庭を訪問して行うサービス(訪問介護、訪問看護など)

事業	内容	対 象 者
訪問介護	日常生活を営むのに支障のある方の家庭に訪問介護員 (ホームヘルパー)を派遣し身体介護や生活の援助をします。このサービスを受けるには、介護保険における要介護 認定を受け、ケアプランを作成する必要があります。 《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター(P48~) 居宅介護支援事業所又は訪問介護事業所	結果、要介護に該 当した方
(介護予防) 訪問 入浴介護	巡回入浴車等で家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の援助を行います。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア(介護予防)プランを作成する必要があります。 《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター(P48~	介護保険における要介護認定の 結果、要介護または要支援に該当 した方 参昭)
	居宅介護支援事業所または(介護予防)意	,
(介護予防) 訪問 リハビリテーション	病状が安定したあと、医師の指示に基づいて、リハビリの専門家が家庭を訪問し、指導します。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア(介護予防)プランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の 結果、要介護または要支援に該当 した方
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター(P48~ 居宅介護支援事業所または治療を受けてい	,
介護予防・生活支援サービス事業 (訪問型サービス)	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。このサービスを受けるには、市町村において事業の対象者の判定を受ける必要があります。	要支援に該当し た方及び要支援 に相当する状態 の方
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター(P48〜 市町村の高齢者福祉担当課(P114〜参照	- ////
看護師等の訪問	〈介護保険での(介護予防)訪問看護〉 病状が安定した後、医師の指示に基づいて、看護師や保健師を派遣し療養のお世話や診療の補助を行います。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア(介護予防)プランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の 結果、要介護または要支援に該当 した方
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター(P48~) 居宅介護支援事業所または(介護予防) 記	,,
	〈医療保険での訪問看護〉 居宅等で療養を行っている通院が困難な方に対して、医師の指示に基づいて、看護師や保健師等を派遣し療養のお世話や診療の補助を行います。	要介護または要 支援に該当しない方、または末期 の悪性腫瘍等の 方で、医師が訪問
	《問い合わせ先》治療を受けている医師	看護が必要と判 断した方等

事業	内容	対 象 者
医師、歯科医師等 の訪問	〈介護保険での(介護予防)居宅療養管理指導〉 通院が困難な方で、療養上指導を受ける必要がある方に 対し、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が家庭を訪 問し、指導します。このサービスを受けるには、介護保険 における要介護認定を受ける必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》治療を受けている医師、歯科医師、居宅が 最寄りの地域包括支援センター(P48~	
	〈医療保険での訪問診療・訪問指導〉 居宅等で療養を行っている通院が困難な方で、療養上の 管理や指導が必要な方に、医師や歯科医師が訪問診療を行 います。また、医師や歯科医師の指示により薬剤師、歯科 衛生士、管理栄養士が訪問して指導を行います。	居宅等で療養を行っている通院困難 な方 ただし、薬剤師等 の訪問指導を受け
	《問い合わせ先》治療を受けている医師または歯科医師等	る場合は、要介護 または要支援に該 当しない方

(2) 施設等への短期入所サービス(ショートステイ)

(2) 肥設寺への短期人別リーにス(ショートステイ)				
事業	内容	対 象 者		
福祉施設のショートステイ (短期入所生活介護)	〈介護保険での(介護予防)短期入所生活介護〉 特別養護老人ホームや短期入所施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練を受けます。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケア(介護予防)プランを作成する必要があります。	結果、要介護また		
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター(P48~ 居宅介護支援事業所または(介護予防) 事業所			
介護老人保健施設などのショートケア(短期入所療養介護)	〈介護保険での(介護予防)短期入所療養介護〉 介護老人保健施設や介護医療院、介護療養型医療施設、 診療所などに短期間入所し、医学的管理のもとに日常生活 の世話や看護、機能訓練を受けます。このサービスを受け るには、介護保険における要介護認定を受け、ケア(介護 予防)プランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方		
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター(P48~ 居宅介護支援事業所、(介護予防)短期7 みなし指定を受けた介護老人保健施設、 病院・診療所	 、所療養介護の		

(3) 日帰りで通うサービス (デイサービス)

		並 各 孝
事業	内容	対 象 者
福祉施設などのデイサービス	〈介護保険での通所介護〉 定員 19 名以上のデイサービスセンター等に通所し、日常生活訓練、健康チェック、食事や入浴などのサービスを利用します。このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定を受け、ケアプランを作成する必要があります。	介護保険における要介護認定の 結果、要介護に該 当した方
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター(P48~) 居宅介護支援事業所または通所介護事業所	
	〈介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービス)〉機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。このサービスを受けるには、市町村において事業の対象者の判定を受ける必要があります。	要支援に該当した方及び要支援に相当する状態の方
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター(P48~) 市町村の高齢者福祉担当課(P114~参照	
介護老人保健施設などのデイケア	〈介護保険での(介護予防)通所リハビリテーション〉 (デイケア) 介護老人保健施設や介護医療院、病院、診療所などに通 い、食事や入浴、機能訓練などのサービスを利用します。 このサービスを受けるには、介護保険における要介護認定 を受け、ケア(介護予防)プランを作成する必要がありま す。	介護保険における 要介護認定の結 果、要介護または 要支援に該当した 方
	《問い合わせ先》最寄りの地域包括支援センター(P48~) 居宅介護支援事業所、(介護予防)通所リル みなし指定を受けた介護老人保健施設、 診療所	\ ビリテーションの

(4) その他の福祉サービス

事業	内	容	対 象 者
住宅改修費の支給	などの住宅改修(限度額 20 7 原則として、個人負担が 1 この支給を受けようとする アマネジャー)等の理由書がの市町村または居宅介護支援	る手すりの取付けや段差解消5円)について給付されます。 〜3割あります。 場合は、介護支援専門員(ケ必要ですので、事前に最寄り	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方

事業	内	容	対 象 者	
福祉用具の貸与	く介護保険制する。 (介護保険制する) (介ででする) (対したがらを受け、ケケケッでです。 (対したがのでする) (対したででする) (対したでででする) (対したででででする) (対したででででです。 (対したでででででででできる。 (対したでででででできる。 (対したででででできる。 (がしまれてででできる。 (がしまれてででできる。 (がしまれてででできる。 (がしまれてででできる。 (がしまれてででできる。 (がしまれてででできる。 (がしまれてででできる。 (がしまれてででできる。 (がしまれてででできる。 (がしまれている。 (がしまれている。) (がしなななななな	介護保険における要介護認定の結果、要介護又は要支援に該当した方		
		の地域包括支援センター(P48〜 護支援事業所または(介護予防)福		
	〈福祉用具貸与品目〉	=7	00	
	品 名	説 介助用標準型車椅子、普通型電動	<u>明</u> 車椅子など	
	特殊寝台及び付属品	ギャッジベッド、マットレスなど		
	床ずれ防止用具	空気マット、水圧全身マットなど	سل_	
	体位変換器	空気パッド等により体位を容易に	変換できるもの	
	手すり、スロープ	取り付けに際し、工事を伴わない	もの	
	歩行器、歩行補助つえ	松葉杖、カナディアン・クラッチ	など	
	認知症老人 徘徊感知機器	外出しようとした時にセンサーに するもの	より感知し、通報	
	移動用リフト	ベッドから車椅子への移動などに	使用する機器	
	自動排泄処理装置	尿または便が自動的に吸引される	もの	
福祉用具の展示、 紹介	常時展示し、紹介や相談	センター(P55 の名簿参照) 所通 3-12-1 ビル3階	どなたでも	

事業	内			対 象 者
福祉用具購入費 の支給	介護保険制度では、福祉用具の購入に該当する品目については、その購入費用(同一年度で上限 10 万円)の原則			介護保険における要介護認定の 結果、要介護また は要支援に該当 した方
	〈福祉用具購入費の			
	品名説		明	
	腰掛便座	和式	を腰掛式に変換するもの、ポータ	ブルトイレなど
	自動排泄処理装置 の交換可能部品		ノーバー、チューブ、タンクなどの さるもの	うち尿や便の経路
	排泄予測支援機器	排尿	は内の状態を感知し、尿量を推定するの機会を居宅要介護者等又はそのである。	
	入浴補助用具	浴槽	「への出入り等入浴に際し補助する	もの
	簡易浴槽	取水	く又は排水のために工事を伴わない	もの
	移動用リフトの 付属品	移動	用リフトのつり具の部分	
日常生活用具の 給付等	ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等の生活の利便を図るため、日常生活用具の給付または貸与などを行っています。 なお、前年の所得税額に応じた負担額があります。 〈対象品目〉			
	品名		説明	対象者
	火災警報器 自動消火器		火災を感知しブザー等で報知するもの火災を感知し消火液を噴出する	ひとり暮らし・寝 たきりの高齢者
	電話及び緊急通報装置		もの 簡単な操作で緊急通報できるも の	ひとり暮らしの
	電磁調理器電磁による安全な調理器		高齢者など	
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課(P114~参照) ※この事業は、実施していない市町村もあります。			
訪問理美容サービス事業	在宅の高齢者で心身の障害などにより理髪店、美容院に 出向くことが困難な方に対して、居宅に理美容師を派遣し ます。			理髪店、美容院に 出向くことが困 難な高齢者など
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課(P114~参照) ※この事業は、実施していない市町村もあります			
寝具類等洗濯乾 燥消毒サービス	概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で寝具類などの衛生管理が困難な方に対して、寝具の洗濯及び乾燥消毒などを行います。			概ね65歳以上の 単身世帯、高齢者 のみの世帯など
			の高齢者福祉担当課(P114〜参照 事業は、実施していない市町村もあ	

事業	内]	容	対 象 者
認知症高齢者見 守り事業	認知症高齢者の 報の配信サービス		った場合に、捜索情	認知症高齢者を 介護する家族
	《問い合わせ先》		祉担当課(P114〜 施していない市町村・	
外出支援サービス事業	共交通機関を利用	用することが困難な 徳設、公共施設等へ	などにより一般の公 方に対して、居宅と の送迎をリフト付バ	一般の公共交通 機関の利用が困 難な高齢者など
	《問い合わせ先》		祉担当課(P114〜 施していない市町村・	
福祉有償運送	ることが困難なが	うを対象に、国土交 会福祉法人等が自?	共交通機関を利用す 通省の登録を受けた 家用自動車を使用し	要介護者、障害 者等の移動困難 者(福祉有償運 送の登録団体へ の会員登録が必 要)
	〇お住まいの対 有償運送担当	利用については、福 地域の福祉有償運送 当課(P114〜参照	証本有償運送の登録団体の登録団体の登録団体について の登録団体について)へお問合せください い市町村もあります。	は、市町村の福祉 ハ。
福祉タクシー (介護タクシー)	用して行う運送サ	ナービスです。利用	備した自動車等を使 料金は利用者負担で ているところもあり	福祉タクシーの 利用を希望する 方
	※複数の福祉 ○利用料金のB	−を運行する事業者 业タクシー事業者に	f よる配車コールセン: 5町村の高齢者福祉担	

※この他に、お住まいの市町村において独自の福祉サービスを実施している場合がありますので、お住まいの市町村役場の高齢者福祉担当課にお尋ねください。(P114~参照)

(5)施設への入所

介護保険制度で の施設入所 (施設サービス)	○特別養護老人ホーム(名簿 P56~参照) (介護老人福祉施設) 常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方が入所し、	介護保険における要介護認定の
	日常生活上必要な介護、機能訓練などのサービスが受けられます。 この施設に入所するには、要介護認定で要介護の認定を受ける必要があります。 〈利用者負担額〉 要介護度などにより異なります。	結果、要介護に該当した方(平成27年4月1日以降の施設への入所者は原則要介護3以上の方)
	《問い合わせ先》居宅介護支援事業所または直接施設へ 〇老人保健施設(名簿 P68~参照)	
	(介護老人保健施設) 病状が安定している方が、看護や介護、リハビリを中心 としたサービスを受けられます。 この施設に入所するには、要介護認定で要介護の認定を 受ける必要があります。 〈利用者負担額〉 要介護度などにより異なります。	介護保険における要介護認定の結果、要介護に該当した方
	《問い合わせ先》居宅介護支援事業所または直接施設へ	
	○介護医療院(名簿 P74 参照) 長期にわたり療養が必要な方が、療養上の管理、看護、 介護、リハビリを中心としたサービスを受けられます。 この施設に入所するには、要介護認定で要介護の認定を 受ける必要があります。 〈利用者負担額〉 要介護度などにより異なります。	介護保険における 要介護認定の結 果、要介護に該当 した方
	《問い合わせ先》居宅介護支援事業所または直接施設へ	
	○介護療養型医療施設(名簿 P74 参照) (療養病床、老人性認知症疾患療養病棟) 急性期の治療を終え、長期間にわたり療養が必要な方の ための介護職員が手厚く配置された医療機関です。 この施設に入所するには、要介護認定で要介護の認定を 受ける必要があります。 〈利用者負担額〉 要介護度などにより異なります。	介護保険における要介護認定の 結果、要介護に該 当した方
	《問い合わせ先》居宅介護支援事業所または直接施設へ	Г
	○有料老人ホーム(名簿 P81~参照) (介護付(指定特定施設)) 民間で建設された老人ホームで食事の提供などの各種サービスを行います。施設によりサービス内容や利用料金が大きく異なりますので、詳しくは施設に確認してください。 《問い合わせ先》直接施設へ	原則60歳以上の方 ※施設により異なりますので直接施設にお尋ねください。

事業	内容	対 象 者
介護保険以外の 入所型施設等	○養護老人ホーム(名簿 P75 参照) 原則 65 歳以上の方で、環境上及び経済的理由により居 宅での生活が困難な方が入所する施設で、食事の提供など の日常生活上のサービスが受けられます。 〈利用者負担額〉 本人の収入や扶養義務者の課税状況によって異なります。 《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課(P114~参照	原則65歳以上の方で環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な方
		R <i>)</i> T
	〇軽費老人ホーム(ケアハウス)(名簿P76~参照) 高齢者の方が自立した生活を送れるように配慮され、食事等のサービスを提供し、介護が必要となった場合は、ホームヘルパー等の介護を受けながら引き続き入居することが可能な施設です。また、介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設では、介護などのサービスも提供します。 ※利用料金には、入居一時金(分割納付が可能な場合もあります。)、食事代等がありますが、本人の収入及び施設により異なりますので、施設に直接お尋ねください。 ※介護保険のサービス(特定施設入居者生活介護)を取	原則60歳以上であって、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難な方
	り入れている施設もあります。	
	《問い合わせ先》直接施設へ	
	○生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	
	(名簿 P109 参照) 高齢者の方の居住部門とデイサービス部門等を備えている施設です。原則として自炊していただきますが、自炊が困難な場合等は併設のデイサービス等から各種サービスを受けることができます。また、緊急時には、施設職員が対応します。 (利用料金) 収入により0円から月5万円(別に光熱水費実費負担)	
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課(P114~参照)	または直接施設へ
	〇有料老人ホーム(住宅型、健康型)(名簿 P81~参照) 民間で建設された老人ホームで食事の提供などの各種サービスを行います。施設によりサービス内容や利用料金が大きく異なりますので、詳しくは施設に確認してください。 《問い合わせ先》直接施設へ	原則60歳以上の 方 ※施設により異な りますので直接施 設にお尋ねくださ い。
	〇シルバーハウジング(高齢者世話付住宅) 〈名簿 P79~参照〉 高齢者の生活特性に配慮した構造・設備を持つ県営住宅で、市町村が派遣する生活援助員による福祉サービスを受けることができます。 〈利用料金〉家賃、生活援助員派遣に伴う費用等	日常生活上自立可能な65歳以上のひとり暮らし、65歳以上(配偶者等が60歳以上)の夫婦世帯又は親族からなる二人世帯
	《問い合わせ先》県営住宅について(愛知県住宅供給公社(C 市営住宅について(それぞれの市の建築担当課	

(6) 地域密着型サービス 原則として、サービスを提供する事業所が所在する市町村の住民が利用できます。

事業	り一こ人を提供する事		容	対 象 者
夜間対応型訪問 介護	夜間に定期的な巡で、入浴、排せつ、食 で、入浴、排せつ、食 話を行います。このも ける要介護認定を受け ます。	ナービスを受けるに	の日常生活上の世は、介護保険にお	介護保険における要介護認定の 結果、要介護に該 当した方
	《問い合わせ先》直接 所名	接施設へ Eについては市町村	の介護保険担当課	(P114~参照)
地域密着型通所 介護	定員 18 名以下の 常生活訓練、健康チェ 利用します。このサー る要介護認定を受け、 す。	ービスを受けるには	などのサービスを 、介護保険におけ	介護保険における要介護認定の 結果、要介護に該 当した方
	《問い合わせ先》直接 所名	接施設へ Eについては市町村	の介護保険担当課	(P114~参照)
(介護予防)認知 症対応型通所介 護	認知症の利用者に、 らい、入浴、排せつ、 世話及び機能訓練等を は、介護保険における プランを作成する必要	を行います。このサ る要介護認定を受け、	他の日常生活上の ービスを受けるに	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》直接 所在	接施設へ Eについては市町村	の介護保険担当課	(P114~参照)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	利用者の状況や環境 居宅からサービスの扱ったりして、入浴、技 活上の世話及び機能調けるには、介護保険に ります。	非せつ、食事等の介 練等を行います。	期間宿泊してもら 護その他の日常生 このサービスを受	介護保険における要介護認定の結果、要介護または要支援に該当した方
	《問い合わせ先》直接 所在	接施設へ Eについては市町村	の介護保険担当課	(P114~参照)

事業	内		容	対 象 者
(介護予防)認知 症対応型共同生 活介護(グループ ホーム)	同生活を送りながらの日常生活上の世	が、5~9 人の家庭的 6、入浴、排せつ、負 話及び機能訓練等を スを受けるには、介護 要があります。	食事等の介護その他 受けることができ	介護保険における要介護認定の 結果、要介護又は、要支援2に該 当した方
	《問い合わせ先》頭	直接施設へ 近在については市町村	対の介護保険担当課	(P114~参照)
地域密着型特定 施設入居者生活 介護	ている利用者が、当せつ、食事等の介護療養上の世話を受け	の有料老人ホームその 当該施設の提供する† €その他の日常生活上 けます。このサービス ↑護認定を受ける必要	ナービス、入浴、排 の世話、機能訓練、 なを受けるには、介	有料老人ホーム その他の施設の 入所者
	《問い合わせ先》園	直接施設へ 所在については市町村	対の介護保険担当課	(P114~参照)
地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	密着型施設サービス の介護その他の日常 び療養上の世話を	の特別養護老人ホームス計画に基づき、入窓営生活上の世話、機能受けます。このサービ要介護認定を受ける必要の	ら、排せつ、食事等 を訓練、健康管理及 ごスを受けるには、	特別養護老人ホームの入所者
	《問い合わせ先》画	直接施設へ 所在については市町村	対の介護保険担当課	(P114~参照)
定期巡回随時対応型訪問介護看護	回の「短時間の定期 24 時間の対応が可	言護サービスが連携を 明訪問」と「随時対応 可能です。このサーヒ 要介護認定を受ける必	ぶ」を提供します。 ごスを受けるには 、	介護保険における要介護認定の 結果、要介護に該 当した方
	《問い合わせ先》頭	直接施設へ 近在については市町村	対の介護保険担当課	(P114~参照)
複合型サービス	受けることができる	号宅介護と訪問看護を ます。このサービスを 忍定を受ける必要があ	で受けるには介護保	介護保険における要介護認定の 結果、要介護に該 当した方
	《問い合わせ先》頭	直接施設へ 近在については市町村	対の介護保険担当課	(P114~参照)

(7)介護教室・研修など

(7)介護教室・	可じるこ			1		
事業		内容		対	象者	
介護員養成研修	う介護の専門 業務に関す 厚生労働省行 定めの研修の体系 成研修の体系 任者の表に であるな要に 新たに 新たに が行 が行 が行 が行 が行 が行 が行 が行 が行 が行 が行 が	要介護、要支援高齢者等に対し、身体介護、生活援助を行う介護の専門職を養成します。 業務に関する技術、知識を持った介護員を養成するため、厚生労働省令により介護員養成研修の課程その他の事項が定められています。現在、県内各地で民間養成機関等により養成研修が行われています。平成25年4月より、従来の養成研修の体系が見直され、訪問介護員養成研修2級課程は初ま者研修に移行されました。また、訪問介護事業所における更なる人材確保の必要を踏まえ、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修として平成30年4月より、新たに生活援助従事者研修が創設されました。 (費用)研修を実施する事業者により異なります。 《問い合わせ先》養成研修事業者(P110~参照)			受講希望者	
	〈厚生労働省告示で定められた研修時間数〉					
	課程	養成研修の目的	対 象 を	当	研修時間	
	初任者研修	介護に携わるものが、業務を遂 行する上で最低限の知識、技術 とそれを実践する際の考え方 のプロセスを身につけ、基本的 な介護業務を行うことができ るようにする。	訪問介護事業 事しようとする もしくは在宅の 問わず介護の に従事しよう る者。	る者、 •施設)業務	130 時間	
	生活援助従事者研修	生活援助中心型のサービスに 従事する者の裾野を広げると ともに、担い手の質を確保でき るようにするため、生活援助中 心型のサービスに従事する者 に必要な知識等を習得する。	生活援助型のサー ビスに従事しよう とする者。			
認知症力フェ	<地域支援事業/包括的支援事業> 認知症の人を支える取り組みやつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症の人とその家族や地域住民、専門職がカフェの形で集います。			認知症の人とそ の家族、一般住民 など		
	《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課(P114〜参照) ※これらの事業を実施していない市町村もあります。					
家族介護支援事業	〈地域支援事業/任意事業〉 〇家族介護教室 要介護高齢者の状態の維持・改善を図るため、適切な介護 知識・技術を習得するとともに、外部サービスの適切な利用 方法を習得すること等を内容とした教室を開催します。 〇家族介護継続支援事業 家族介護者に対する健康相談、介護から一時的に解放され るための介護者相互の交流会等の開催等により、家族の身体 的、精神的・経済的負担を軽減する事業を実施します。 《問い合わせ先》市町村の高齢者福祉担当課(P114~参照)			要介護高齢者を介護する家族		
	※これらの事業を実施していない市町村もあります。					